

令和2年5月18日

保護者 様

新潟県立川西高等特別支援学校長
小 堺 さとみ

臨時休業期間の終了及び学校の再開について

本県を含む39県において、緊急事態宣言が5月14日をもって解除されたことに伴い、県教育委員会による令和2年5月15日付け「県立学校の再開について（通知）」により、県立学校においては5月21日から31日までの期間を一部休業とし、6月1日から学校を再開するとの通知がありました。つきましては、当校の対応について、下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いします。なお、ご不明な点がありましたら、担当までお問い合わせください。

記

1 臨時休業期間の終了

令和2年5月31日（日）をもって臨時休業期間を終了する

2 登校日及び学校再開について

- ・5月中の登校日設定については、前回学校からお知らせした令和2年5月7日付け「新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業期間の延長及び休業期間の対応等について」に示した日程に変更はありません。
- ・今後、学校再開までの登校日は、5月19日（火）、20日（水）、21日（木）、25日（月）、27日（水）、29日（金）の6日間です。給食の用意とNPO送迎バスの通常運行があります。
- ・6月1日（月）から学校（通常授業）を再開します。

3 給食費について

令和2年5月7日付け「新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業期間の延長及び休業期間の対応等について」では「登校日9日間の給食費については就学奨励費の対象とならないため、実費負担となり後日支給はありません。」としていましたが、「登校日5日間の給食費については就学奨励費の対象とならないため、実費負担となり後日支給はありません。」に変更となります。

4 学校再開に当たっての家庭へのお願い

- ・家庭において登校前の体温を計測し、連絡帳に綴じ込みの記録用紙「検温・健康観察（流行期）」に記録し、確認のサインをお願いします。
- ・発熱（37度5分以上）、風邪症状がある場合、自宅で休養させてください。その場合は出席停止の扱いになります。
- ・登校後、上記の症状により早退が必要な場合は、迎えをお願いします。
- ・仮に校内で感染者が発生した場合、当該感染者と濃厚接触がある生徒について、接触の状況等を聞き取ることとしていますので、ご協力をお願いします。
- ・登下校時及び学校内では原則としてマスクの着用をお願いします。

担当：県立川西高等特別支援学校
教頭 遠藤 知子
電話：025-768-3325（直通）
FAX：025-768-4567